



©伊勢原市

認定こども園・保育所・小規模保育施設における利用者負担額

階層区分		利用者負担額（月額/円）		
		3号認定		1・2号認定
		保育標準時間認定	保育短時間認定	
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0
C1	市民税均等割のみ課税されている世帯	6,000	5,900	0
C2	所得割額が 20,000 円未満である世帯	7,800	7,700	0
C3	所得割額が 42,000 円未満である世帯	9,100	8,900	0
D1	所得割額が 56,000 円未満である世帯	10,600	10,400	0
D2	所得割額が 67,000 円未満である世帯	12,800	12,600	0
D3	所得割額が 77,101 円未満である世帯	14,500	14,300	0
D4	所得割額が 87,000 円未満である世帯	19,000	18,700	0
D5	所得割額が 97,000 円未満である世帯	23,400	23,000	0
D6	所得割額が 107,000 円未満である世帯	28,900	28,400	0
D7	所得割額が 116,000 円未満である世帯	34,300	33,700	0
D8	所得割額が 136,000 円未満である世帯	38,700	38,000	0
D9	所得割額が 169,000 円未満である世帯	42,000	41,300	0
D10	所得割額が 227,000 円未満である世帯	45,500	44,700	0
D11	所得割額が 260,000 円未満である世帯	47,500	46,700	0
D12	所得割額が 301,000 円未満である世帯	51,000	50,100	0
D13	所得割額が 397,000 円未満である世帯	57,000	56,000	0
D14	所得割額が 465,000 円未満である世帯	60,800	59,800	0
D15	所得割額が 465,000 円以上である世帯	63,600	62,500	0

※利用者負担額は、各年度4月1日現在の年齢で決定します。年度途中で3歳の誕生日をむかえ、3号認定から2号認定に変更した場合も、その年度は3号認定の利用者負担額が適用されます。

※利用者負担額のほか、各園によって教育・保育の質の向上のための特定負担額や通園バス代等を徴収することがあります。

※負担軽減（適用には申請が必要です）

≪1号認定≫

- ・幼稚園年少から小学校3年生（3歳～8歳）の範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
- ・ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認められた世帯）の子どもについて、C1階層は0円。

≪2・3号認定≫

- ・小学校就学前（0～5歳）の範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。

※その他世帯の状況などにより利用者負担額が軽減される場合があります。